

Z-74-D 〔第一問〕 解 答

(法人税法)

問 1

1	被支配会社及び特定同族会社の判定
	A社は、株主である個人B並びにこれと特殊関係のある個人F（Bの配偶者）及び法人E株式会社（発行済株式数の全てをBに保有されている。）がA社の発行済株式（自己株式を除く。）の50%超*1を有するため、被支配会社に該当する。❸
	<u>被支配会社であり、期末資本金の額が1億円以下ではないため</u> 、A社は特定同族会社に該当し、留保金課税の適用を受ける。❸
	*1 $\frac{30\% + 10\% + 10\%}{100\% - 5\%} \approx 52.6\% > 50\%$ ❶
2	留保金課税
	内国法人の特定同族会社であるA社の当期の留保金額が留保控除額を超えるため、当期の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の金額（課税留保金額14,697,000円）に10%を乗じて計算した金額を加算した金額とする。❸
3	当期留保金額
	所得等の金額*2のうち留保した金額*3から、当期の法人税の額及び地方法人税の額並びに住民税の額の合計額*4を控除した金額をいう。❷ なお、当期に支払基準日がある期末配当の額7,500,000円については、当期留保金額から控除する。❶
	85,500,000円 - 28,002,400円 = 57,497,600円
	*2 所得金額100,000,000円 + 受取配当等の益金不算入額7,000,000円 = 107,000,000円 ❶
	*3 107,000,000円 - 期末配当7,500,000円 - (役員給与の損金不算入額10,000,000円 + 交際費等の損金不算入額2,000,000円 + 寄附金の損金不算入額2,000,000円) = 85,500,000円 ❶
	*4 23,200,000円 + 2,389,600円 + 2,412,800円 = 28,002,400円
4	留保控除額
	次の金額のうち最も多い金額をいう。
	(1) 当期の所得等の金額の40%相当額 107,000,000円 × 40% = 42,800,000円 ❶
	(2) 20,000,000円 ❶
	(3) 期末資本金の額200,000,000円 × 25% - 期末利益積立金額（期首利益積立金額45,000,000円

(法人税法)

問 2 (1)

内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷によりその資産の価額がその帳簿価額を下回る
こととなった場合において、その資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、
その減額した部分の金額のうち、その評価換え直前の帳簿価額とその事業年度終了時の価額との差額に
達するまでの金額は、評価損否認の原則に関わらず、その事業年度の損金の額に算入する。③
棚卸資産である商品Wは台風による土砂崩れの影響で著しく損傷したため、当期末における時価まで
帳簿価額を減額し評価損を計上した場合には、その減額した金額は当期の損金の額に算入される。①

問 2 (2)

法人がその有する資産の修理等のために支出した金額のうち、その固定資産の通常の維持管理のため、
又はき損した固定資産につきその現状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費に該当
する。②
破損した機械装置Xの破損部分の機材の取替えに要する費用については、修繕費として当期の損金の
額に算入される。①
ただし、その機材の取替えに要する費用のうち機械装置Xの価値を高め、又はその耐久性を増すこと
になると認められる部分がある場合には、その部分に対応する金額は資本的支出として資産計上しなけ
ればならない。①

問 2 (3)

1 資産の滅失
車両Yは台風による土砂崩れの影響により滅失したため、滅失直前の帳簿価額 6,000,000 円及び滅失により支出した経費 500,000 円につき損失計上することにより、同額は当期の損金の額に算入される。①
2 保険料収入
車両Yの滅失について当期中に保険会社から収受した保険金の額 8,000,000 円は、当期の益金の額に算入される。①
3 保険差益金の特別勘定
(1) 特別勘定の損金算入 ②
内国法人が、次の要件を満たす場合において、繰入限度額以下の金額をその事業年度の確定した決算において、特別勘定を設ける方法により経理をしたときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。
① 固定資産の滅失により保険金の支払いを受けること
② 取得指定期間内にその保険金をもって代替資産の取得をしようとする事
V社は、台風被害により滅失した車両Yについて保険金 8,000,000 円を収受し、翌期に代替資産である車両Z 10,000,000 円を取得予定であるため、繰入限度額相当額を積立金経理した場合は、同額は当期の損金の額に算入される。②
(2) 繰入限度額
① 滅失経費 500,000 円
② 差引保険金 8,000,000 円 - ① = 7,500,000 円
③ 保険差益金 ② - 6,000,000 円 = 1,500,000 円
④ 繰入限度額 ③ × $\frac{\text{分母のうち車両Zの取得に充てる保険金の額}}{\text{②}}$ = 1,500,000 円 ①

問3 (1)

1 所轄税務署長の更正の特例
確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額がその事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超えている場合において、その超える金額のうちに仮装経理に基づくものがあるときは、税務署長は、内国法人がその事業年度後の各事業年度においてその事実に係る修正の経理をし、かつ、その修正の経理をした事業年度の確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。③
2 甲社の行うべき手続き
上記1の「修正の経理」とは、仮装経理について「前期損益修正損」として経理することにより修正の事実を明らかにすることであるが、甲社は粉飾決算について過去の誤びゅうの修正再表示を行っており、会社法上の計算書類に過年度の累積的影響額を反映し誤びゅうの内容を注記することにより「修正の経理」がされていると認められることになる。①
したがって、甲社は、令和6年度の確定申告書を提出したうえで、法人税額の返還を受けるための更正の請求を行うこととなる。①
3 更正の請求（国税通則法の原則）
納税申告書を提出した法人は、その申告書に記載した課税標準若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が過大である場合には、その申告書に係る国税の法廷申告期限から5年以内のみに限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。①

問3 (2)

①
i 令和6年度分の還付
税務署長が仮装経理法人税額につき更正をした場合において、甲社のその更正の日（令和7年7月1日）の属する事業年度開始の前日1年以内に開始する各事業年度（令和6年度）の所得に対する法人税でその更正の日の前日において確定しているものがあるときは、税務署長は、甲社に対し、

問3 (2) (続き)

仮装経理法人税額 (10,000,000 円) のうちその法人税に達するまでの金額 (1,000,000 円) を還付する。②
ii 令和7年度から令和11年度分の税額控除
甲社の各事業年度開始の前日に開始した事業年度の所得に対する法人税につき税務署長が更正をした場合において、その更正について還付不適用となるときは、仮装経理法人税額 (既に還付又は控除された金額を除く。) は、各事業年度の法人税の額から控除する。
したがって、令和7年度分から令和11年度分の法人税額各1,000,000円からそれぞれ1,000,000円が税額控除される。②
iii 令和11年度分の還付
甲社のその更正の日 (令和7年7月1日) の属する事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度 (令和11年度) の確定申告書の提出期限が到来した場合には、税務署長は、甲社に対し、仮装経理法人税額 (既に還付又は控除された金額を除く。) を還付する。
したがって、令和11年度分の確定申告期限である令和12年5月31日が到来した場合には、仮装経理法人税額10,000,000円のうち既に還付された1,000,000円及び税額控除された5,000,000円を除いた4,000,000円が還付される。②
② 甲社につき破産手続開始の決定による解散があった場合には、その事実が生じた日 (令和10年3月31日) 以後1年以内に、税務署長に対し、繰越控除制度の適用を終了し控除未済額の還付を請求することができる。①
税務署長は、還付請求書の提出があった場合には、その請求に係る事実等を調査し、甲社に対し、仮装経理法人税額を還付する。
甲社が所定の期間内に還付請求をした場合には、仮装経理法人税額10,000,000円のうち既に還付された1,000,000円及び税額控除された3,000,000円を除いた6,000,000円が還付される。②

Z-74-D 〔第二問〕 解 答

(法人税法)

(1)

【資料 1】

(資本金等の額の減少額) <p style="text-align: right;">28,390,000 円①</p>	(計算過程) $85,000,000 \times \frac{38,000,000}{114,000,000} (0.334) \text{①} = 28,390,000$
(利益積立金額の減少額) <p style="text-align: right;">9,610,000 円①</p>	(計算過程) $38,000,000 - 28,390,000 = 9,610,000$

【資料 2】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
損金経理法人税等 (加算) <p style="text-align: right;">702,100 円</p>	
損金経理住民税 (加算) <p style="text-align: right;">176,700 円</p>	
損金経理附帯税等 (加算) <p style="text-align: right;">9,500 円①</p>	
損金経理納税充当金 (加算) <p style="text-align: right;">3,496,800 円</p>	
損金経理交通反則金 (加算) <p style="text-align: right;">15,000 円①</p>	
納税充当金から支出した事 業税等の額 (減算) <p style="text-align: right;">767,600 円①</p>	

【資料 3】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
未払寄附金否認 (加算) 500,000 円 役員給与損金不算入 (加算) 300,000 円① 寄附金の損金不算入額 (加算) 3,643,357 円① 受取地代計上漏れ (加算) 3,600,000 円 寄附金認定損 (減算) 3,600,000 円	町内会費 10,000 円は、寄附金に該当しない。 避難所に対する支出 1,060,000 円は、寄附金に該当せず。 (1) 支出寄附金の総額 ① 指定寄附金の額 5,000 円 ② 特定公益増進法人等に対する寄附金の額 120,000 円 ③ その他の寄附金の額 18,000 円+200,000 円=218,000 円 ④ 完全支配関係にある法人に対する寄附金の額 3,600,000 円 ⑤ ①+②+③+④=3,943,000 円① (2) 特別損益算入限度額 ① 資本基準額 $(30,000,000 + 10,000,000) \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} = 150,000 \text{ 円}①$ ② 所得基準額 $(20,000,000 + 3,943,000) \times \frac{6.25}{100} = 1,496,437 \text{ 円}$ ③ $(①+②) \times \frac{1}{2} = 823,218 \text{ 円}$ (3) 一般寄附金の損金算入限度額 ① 資本基準額 $(30,000,000 + 10,000,000) \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} = 100,000 \text{ 円}$ ② 所得基準額 $(20,000,000 + 3,943,000) \times \frac{2.5}{100} = 598,575 \text{ 円}①$ ③ $(①+②) \times \frac{1}{4} = 174,643 \text{ 円}$ (4) 損金不算入額 ① 3,943,000-5,000-3,600,000-120,000-174,643=43,357 (注) 120,000 < 823,218 ∴ 120,000 ② ①+3,600,000=3,643,357

(法人税法)

【資料 4】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
貸倒引当金繰入超過額 (加算) 760,000 円	非中小法人のため繰入額は、全額否認。❶
貸倒損失否認 (C 社) (加算) 623,999 円	取引には、返済も入るため、取引停止が、一年以上継続していないため貸倒損失は計上できない。❶
貸倒損失否認 (D 社) (加算) 3,500,000 円	担保を処分していないため貸倒損失は、認められない。❶
貸倒損失認定損 (G 社) (減算) 4,500,000 円	
貸付金評価損認定損 (減算) 6,800,000 円	子会社 E 社の支援損は、寄附金として取り扱われないため、E 社において受贈益益金不算入はない。

【資料 5】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
短期外貨預金計上漏れ (加算) 42,000 円	前渡金は、換算を行わない。 長期貸付金は、発生時換算法による。 短期外貨預金 $30,000 \times 151.50 - 30,000 \times 150.10 = 42,000$

(法人税法)

【資料 6】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
(建物 I) 減価償却超過額 (加算) 107,295,833 円 受贈益益金不算入額 (減算) 20,000,000 円①	(1) 限度額 (従前分) $60,688,063 \times 0.059 = 3,580,596$ (四捨五入) ① (2) 超過額 $3,580,596 - (1) = 0$ (1) 限度額 (資本的支出) $110,000,000 \times 0.059 \times \frac{5}{12} = 2,704,167$ ① (2) 超過額 $110,000,000 - (1) = 107,295,833$
(機械装置 J) 減価償却超過額 (加算) 13,196,600 円	(1) 限度額 $(14,820,000 + 13,482,000 + 3,100,000 + 520,000) = 31,922,000$ (注) $14,820,000 = 100.00 \times 148.20$ $13,482,000 = 90.00 \times 149.80$ $31,922,000 \times 0.400 \times \frac{8}{12} = 8,512,533$ (四捨五入) ① (2) 超過額 $18,089,133 + 3,100,000 + 520,000 - (1) = 13,196,600$ 機械装置の事業の用に供した日は、機械装置を据え付け、試運転を完了し、生産を開始した日となる。

(法人税法)

【資料 6】(続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
(器具備品K) 減価償却超過額 (加算) 234,167 円	(1) 限度額 ① $281,000 \times 0.250 \times \frac{8}{12} = 46,833$ (四捨五入) ❶ ② $281,000 \times 0.7909 = 222,242$ ③ ① < ② ∴ 46,833 (2) 超過額 $281,000 - (1) = 234,167$
(器具備品L) 一括償却資産損金算入限度 超過額 (加算) 326,400 円	(1) 限度額 $489,600 \times \frac{12}{36} = 163,200$ (2) 超過額 $489,600 - (1) = 326,400$
(器具備品M) 一括償却資産損金算入限度 超過額 (加算) 50,000 円	(1) 限度額 $150,000 \times \frac{12}{36} = 50,000$ (2) 超過額 $100,000 - (1) = 50,000$

【資料 7】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
交際費等の損金不算入 (加算) 8,100,000 円 ❶	(1) 支出交際費額 $9,123,000 - 27,000 - 57,000 = 9,039,000$ ❶ (2) 支出接待飲食費 $(1,800,000 + 78,000) \times 50\% = 939,000$ ❶ (3) 損金不算入額 $(1) - (2) = 8,100,000$

(法人税法)

利益積立金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
(みなし配当の額)			△9,610,000	△9,610,000①
未 払 寄 附 金			500,000	500,000①
(寄附金認定損)			△3,600,000	△3,600,000①
貸倒引当金(一括評価金銭債権)			760,000	760,000①
売 掛 金(____C____社)			623,999	623,999①
売 掛 金(____D____社)			3,500,000	3,500,000①
売 掛 金(____G____社)			△4,500,000	△4,500,000①
貸 付 金(____F____社)			△6,800,000	△6,800,000①
貸 付 金(____社)				
為 替 差 (____ 益 ____)			42,000	42,000①
建 物 (I)			107,295,833	107,295,833①
機 械 装 置 (J)			13,196,600	13,196,600①
器 具 備 品 (K)			234,167	234,167①
(器具備品 L 一括)			326,400	326,400①
(器具備品 M 一括)			50,000	50,000①
(受取地代計上漏れ)			3,600,000	3,600,000①
()				
納 税 充 当 金	2,525,500	2,525,500	3,496,800	3,496,800①
未納法人税及び地方法人税	△ 1,404,300	△2,106,400①	中間 △702,100 確定 △2,686,100	△2,686,100①
未 納 住 民 税	△ 353,600	△530,300①	中間 △176,700 確定 △345,900	△345,900①

資本金等の額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期首現在 資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
資 本 金	50,000,000	20,000,000		30,000,000①
資 本 準 備 金	10,000,000			10,000,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	25,000,000	△20,000,000	△38,000,000	7,000,000①
(利益積立金額)			9,610,000	9,610,000①
()				
差 引 合 計 額	85,000,000	0	△28,390,000	56,610,000①

(法人税法)

(2)

【資料 8】

<p>(当期首の繰越欠損金の額)</p> <p>45,261,000 円①</p>	<p>(計算過程)</p> <p>H27. 3 月期</p> $68,100,000 - 7,206,000 - 22,496,000 - 32,375,000 - 10,977,000 \times 50\% = 534,500$ <p>前期末にて期限切れ①</p> $3,650,000 + 12,723,000 + 13,377,000 + 6,911,000 + 8,600,000 = 45,261,000$
<p>(欠損金の当期控除額)</p> <p>13,241,500 円①</p>	<p>(計算過程)</p> $26,483,000 \times 50\% = 13,241,500$
<p>(欠損金の翌期繰越額)</p> <p>32,019,500 円①</p>	<p>(計算過程)</p> $45,261,000 - 13,241,500 = 32,019,500$

法人税法【総評】

〔第一問〕

昨年に引き続き、各問の配点が明らかにされている。問1から問3のいずれも事例問題として数値や金額が与えられており、計算問題的な要素を多く含んだ問題であった。

問1及び問2は「…課税上の取扱いについて…法的な理由を付して説明しなさい。」といった解答要求であり、このような問題に対しては根拠規定を記述するだけでは求められる答案にはならない。理想的には規定をベースに数値を当てはめた答案が望ましいが、時間的な制約があるため、「規定+計算フォーム」による答案作成で充分得点できるものと考えられる。

問3は、第43回税理士試験に出題されて以来31年ぶりの出題となる「仮装経理による過大申告があった場合の取扱い」であった。理論問題ならではの手続き規定を問うものであったが、事例問題となっており実際の数値を基に解答しなければならない問題でもあった。

問1（留保金課税）

配点が20点あり、答案用紙にも余裕があることから、A社について「被支配会社」→「特定同族会社」の該当性について数値を使って説明しなければならない。計算でおなじみのパターンで解答すればよいのだが、説明中に「A社の発行済株式（自己株式を除く。）…」は絶対に記述してほしい。

あくまでも理論問題であるので、当期に留保した金額「留保控除額」などについては算式だけでなく規定に基づく説明が望ましい

問2（費用等の取扱い）

(1)は、法33②「災害による著しい損傷等による場合の評価損」を記述したうえで、結論としての「…評価損を、当期の損金の額に算入する。」を述べるのが良いだろう。

(2)は、法令ではないが基本通達7-8-2をベースに記述したうえで、結論としての「…修繕費として、当期の損金の額に算入する。」を述べるのが良いだろう。

(3)は、保険差益の圧縮特別勘定について、事例の数値を規定に当てはめて記述することが望ましい。また、理論問題なので、車両の簿価及び滅失経費の損金算入並びに保険金収入の益金算入について触れるべきであろう。

問3（仮装経理）

手続規定であり理論ならではの論点であったが、重要度の低い論点としていたため、手が出なかった受験生もいたかと思われる。時間との兼ね合いで、模範解答のような答案作成は難しいが、法129①の規定の記述ができていれば問題ないであろう。

問1で12～16点、問2で10～12点程度、問3で7～8点、合計で30点程度得点したい。

〔第二問〕

ここ数年の出題傾向を踏襲した問題であり、基本論点からの出題が中心であったが、問題文の読み取りなどにおいてケアレスミスを起こしやすい問題であった。問題の分量は、通常の本試験問題として過不足ない程度と思われる。理論 50 分計算 70 分程度の時間配分が適当であったろう。

当社は資本金の額が 1 億円以下であるが、大法人による完全支配関係があるため、中小法人に該当せず、また、中小企業者等にも該当しないことを念頭におかなければならない。交際費等、欠損金、貸倒引当金、特別償却の不可、中小の少額資産などに影響する。

また、欠損金の繰越控除については、期限が 9 年であった年度が介在していることに気付かなければ正答できない。

時間配分に留意し、取りこぼしを少なく、満遍なく得点する必要がある。少なくとも 30 点以上は得点したい。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	29 点／50 点	36 点／50 点	ボーダーライン：60 点
計算	31 点／50 点	38 点／50 点	合格確実ライン：74 点